

農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）**で、**年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

「特定保険料」は、政策支援（下記表1参照・国庫補助）

を受ける場合の保険料です。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。

●次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額为国庫補助額を含めて20,000円となります。

【表1】

区分	補助対象者	国庫補助額（ ）は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません）		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	4,000円 (16,000円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者		—

新規加入者の声

21年度の農業者年金に夫婦揃って新規加入されました。

「掛け金を選択でき、積み立て方式で掛け金が全額控除されるからいいですね。老後が楽しみです。」とのことでした。



吉村祐一さん（43歳）と妻・百合子さん（43歳）

受給者の声

21年度から福留イツ子さんが新規受給者になりました。女性の加入者は珍しく夫の辰男さん（元大隅町農業委員会会長）の勧めで女性では第1号の加入だったそうです。少しでも貰うと嬉しいですと言われ、「キバランなら。」と笑顔で牛舎に向かわれました。



福留辰男さん（69歳）と妻・イツ子さん（65歳）

大隅町月野恒吉（肉用牛一貫経営）